



印 南

令和 7 年 6 月 3 0 日
佐 倉 市 立 印 南 小 学 校
児 童 数 1 6 5 名
Tel 043-486-1531



印南小学校ホームページ https://www.city.sakura.lg.jp/school/innan_es/

「達成感のある夏休みを」

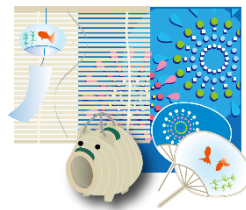
校長

早いもので1年の半分が終わり、7月に入ります。今年の梅雨入りは6月10日と平年より3日遅く、梅雨入り早々に九州地方では大雨に見舞われました。千葉県でも雨が降り、高温多湿の日が続き、学校でも廊下や階段が結露で滑りやすくなりました。しかし、梅雨入り後の2週目からは連日30℃を超える厳しい暑さになりました。学校では熱中症警戒アラートを注視しながら子どもたちの体調管理に気を付けています。今後も暑い日が増えてくと思いますが引き続き、外での活動（体育の授業だけでなく、業間休みや昼休みについても）については、子どもたちの安全確保のため必要に応じて制限をしていきます。あわせて、水分補給については適宜子どもたちに声をかけ、熱中症への対策も講じていきます。熱中症は室内でも発症しますので、ご家庭でも、室内温度の確認や水分補給について、ご配慮いただければと思います。

さて、もうすぐ41日間+3日間と、長い夏休みが始まります。これまでは生活リズムが一定している学校での生活ですが、夏休み中は生活の中心が「学校」から「家庭・地域」に移ります。そこで、「生活」「学習」「健康・安全」「外出」「遊び方や金銭管理」等について、ご家庭内でお子さんとよく話し合われ、マイルール（我が家の約束事）を決め、安全に、有意義に、過ごしていただきたいと思います。例えば、計画表（マイ日課表）をみえるところに掲示し、決まった時間に決まった行動をすることで生活リズムをつくったり、その日やることをメモに書いて終わったものに線を引いて消すことで達成感を高めたりすることも工夫の1つです。また、お小遣い帳などで金銭管理をすることで金銭感覚を養ったり、地域の活動に積極的に参加して社会性を育てたりすることも大切なことだと考えます。

そして、夏休みは、おうちの方と触れ合う時間が平日より多くとれると思います。

ご家庭内でいろいろな話題で会話を楽しむとともに、お子さんのその日一日の振り返りをぜひ聞いて、一緒に一日を振り返ってあげてください。また、学校中心の生活から離れ、普段なかなかできないことに取り組み、何か1つでもやり抜いたという達成感と自信を高め、たくさんの経験とたくさんの思い出をつくってもらいたいと思います。



7月の行事



日	曜	校 内 行 事
1	火	不審者対応訓練
2	水	
3	木	食育体験 4年生 枝豆のもぎとり
4	金	6年生市内めぐり
5	土	
6	日	
7	月	委員会活動
8	火	なかよし遊び
9	水	読み聞かせ
10	木	食育体験 3年生 とうもろこしの皮むき
11	金	ワンポイント避難訓練
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	租税教室（6年生）
16	水	どこでも読書 給食終了
17	木	大掃除 A日程 11:30下校
18	金	全校集会 A日程 11:30下校
19	土	
20	日	
21	月	海の日
22	火	夏季休業日（～8/31）好学チャレンジ教室
23	水	好学チャレンジ教室
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	

【7月の来校日】

★（スクールカウンセラー）

3日（木）

相談をご希望される方は、教頭までご連絡をください。

【夏季休業中の対応について】

1. 8月12日（火）～15日（金）は、学校職員が不在です。

学校に**緊急連絡が必要な場合**は下記までお願いいたします。

○佐倉市教育委員会 学務課

☎043-484-6219

（受付時間 9:00～17:00）

受付時間以外で、**緊急性を要するもの**については、

○佐倉市役所 代表電話

☎043-484-1111

その際、①学校名 ②学年 ③名前

④電話番号を必ずお伝えください。

2. 事件や事故に関わる場合は、学校や担任よりもまず先に110番へ連絡をしてください。

【不審者対応訓練について】

7月1日（火）に佐倉警察署の方を講師に不審者対応訓練を行います。学校に不審者が入った場合や下校後に公園などで不審者に出会った場合の対応について教わります。



【ちば子ども大学について】

さわやかちば県民プラザが実施する、企業や大学等と連携した小学4年生から中学3年生を対象とした「ちば子ども大学」の受講者を募集しています。日時や対象学年などは講座ごとに異なるので、以下の2次元コードからホームページへアクセスしてご確認ください。

【申込開始】各講座の1か月前



裏面に続きます

「第3子以降学校給食費補助金」の申請について

扶養する子が3人以上いる世帯のうち、第3子以降の子が佐倉市立小・中学校に在籍している場合の学校給食費相当額を市が補助します。

補助金を受けるためには、毎年、申請が必要になります。

申請書の学校への提出期限は7月16日（水）までです。

忘れずに申請してください。

※申請書類一式は学校でも配布していますので、希望される方は学校までご連絡ください。

【問】佐倉市教育委員会指導課 電話 484-6193

